

新旧対照表

千葉県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

改正後	現行
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(認定の更新)</p> <p>第11条 コーディネーターの認定期間は、認定された日から4年後の日の属する年度末までとする。</p> <p>なお、認定期間中に、<u>県が実施する千葉県肝炎医療コーディネーター継続研修又は県がコーディネーターの活動に資すると認めた研修等を受講した再度第4条第1項第2号の要件を満たした者</u>については認定期間を更新し、新たに認定証を交付する。</p> <p>第12条 (中略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年9月6日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行前に千葉県肝炎治療コーディネーター養成研修会を修了した者は、本要綱を施行した日から平成34年3月31日まで「千葉県肝炎医療コーディネーター」として認定を受けた者とみなす。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、令和4年6月20日から施行する。</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(認定の更新)</p> <p>第11条 コーディネーターの認定期間は、認定された日から4年後の日の属する年度末までとする。</p> <p>なお、認定期間中に再度第4条第1項第2号の要件を満たした者については、認定期間を更新し、新たに認定証を交付する。</p> <p>第12条 (中略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成29年9月6日から施行する。</p> <p>2 この要綱の施行前に千葉県肝炎治療コーディネーター養成研修会を修了した者は、本要綱を施行した日から平成34年3月31日まで「千葉県肝炎医療コーディネーター」として認定を受けた者とみなす。</p>